

ジョージア州親権・監護権概要

ジョージア州親族法の概要

ジョージア州親族法の法律は、53 編から構成されるジョージア州法の第 19 編「家族関係」(TITLE 19. DOMESTIC RELATIONS) として規定されている。

第 19 編は以下のとおり 15 の章 (CHAPTER) で構成されており、第 7 章「親子関係一般」(CHAPTER 7. PARENT AND CHILD RELATIONSHIP GENERALLY) の第 1 条「一般規定」(ARTICLE 1. GENERAL PROVISIONS) において、監護権ないしその内容となる親の権限と義務、監護権に関する争いについての裁判所の判断基準、監護権が失われる場合といった監護権に関する実体法に関する規定が置かれている。第 9 章「子の監護権に関する手続き」(CHAPTER 9. CHILD CUSTODY PROCEEDINGS) においては、両親の間で子の監護権が争点となる全ての事案において、原則として子の養育計画が定められなければならないこと(第 1 条)、監護権に関する紛争の州内における管轄、一定の場合に禁じられる申立て(第 2 条)について規定され、及び、州ないし国を超える監護権に関する管轄等を規律する UCCJEA の規定がおかれている(第 3 条)

TITLE 19. DOMESTIC RELATIONS

CHAPTER 1. GENERAL PROVISIONS

CHAPTER 2. DOMICILE

CHAPTER 3. MARRIAGE GENERALLY

CHAPTER 4. ANNULMENT OF MARRIAGE

CHAPTER 5. DIVORCE

CHAPTER 6. ALIMONY AND CHILD SUPPORT

CHAPTER 7. PARENT AND CHILD RELATIONSHIP GENERALLY

ARTICLE 1. GENERAL PROVISIONS

ARTICLE 2. LEGITIMACY

ARTICLE 3. DETERMINATION OF PATERNITY

CHAPTER 8. ADOPTION

CHAPTER 9. CHILD CUSTODY PROCEEDINGS

ARTICLE 1. GENERAL PROVISIONS

ARTICLE 2. CHILD CUSTODY INTRASTATE JURISDICTION ACT

ARTICLE 3. UNIFORM CHILD CUSTODY JURISDICTION AND ENFORCEMENT ACT

ARTICLE 4. POWER OF ATTORNEY FOR THE CARE OF A MINOR CHILD

CHAPTER 10. ABANDONMENT OF SPOUSE OR CHILD

CHAPTER 10A. SAFE PLACE FOR NEWBORNS

CHAPTER 11. ENFORCEMENT OF DUTY OF SUPPORT

CHAPTER 12. CHANGE OF NAME

CHAPTER 13. FAMILY VIOLENCE

CHAPTER 14. TRUST FUND

CHAPTER 15. CHILD ABUSE

親権・監護権の概念・内容

監護権に関しては、子の労務による役務及び収益を得る権利が両親に原則として両親に帰属することが規定される（19-7-1 条）とともに、「子が成人し、死亡し、結婚し、あるいは親の権限から独立するといったことが起こるまでの間、子を養育・保護・教育することは、各々の親が連帯して共同で負担すべき義務である」（19-7-2 条）が明確に規定されていることから、監護権侵害の存否を判断する前提となる両親の共同監護権の根拠は 19-7-2 条であると解される。

子の監護に関する手続きに関する規定において、監護権には面会交流権も含む旨が規定されており（19-9-22 条）、この点はハーグ条約の規定する「監護権」に関する一般的な解釈とは異なる。

また、「法的監護権者」（Legal Custodian）につき「裁判所の決定により継続的な監護権を与えられた者等をいう」旨定義されていること（19-9-22 条（2））、及び、「身上監護権者」（Physical Custodian）につき、「子の「法的監護権者」ではないが、子の身上監護権を有している者をいう」旨定義されていること（同条）に照らせば、いわゆる法的監護権（Legal Custody）及び身上監護権（Physical Custody）の概念・内容は、アメリカ合衆国の他の多くの州とは異なると考えられる。

離婚の際における監護権の指定

離婚の効果として子の監護権につき何も規定されておらず（19-5-15 条等）、離婚の決定において適当と認める場合には子の監護権者の指定を含むものとされていること（19-5-12 条(b)）に照らせば、離婚に関する裁判所の決定と子の監護権者の指定とは、原則として別個のものとして規定されていると解される。

子の意思の考慮

監護権の存否が直接の争点となった事案ではないが、「非監護権者である親と面会交流したくないという 14 歳未満の子の意思は非監護親による面会交流権を否定するに十分なものではない」旨を示したジョージア州最高裁判所の判例（Prater v. Wheeler, 253 Ga. 649, 650 (322 SE2d 892)(1984)）がある。